

妙見まちづくり協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、妙見まちづくり協議会（以下「本会」という。）と称する。

(区域)

第2条 本会の活動の対象とする区域は、妙見第一町会、妙見第二町会、妙見第三町会及び妙見第四町会の区域とする。

(目的)

第3条 本会は、地域住民・団体の参画と、相互の交流・連携・協働により、地域力を最大限に発揮できる、豊かで活力ある住みよい地域をつくることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域の課題解決に関すること。
- (2) 地域資源の利活用に関すること。
- (3) その他本会の目的を達するために必要な事項

(会員)

第5条 本会の会員は、第2条に掲げる区域内を活動範囲とする町会及び各種活動団体並びに同区域内に居住する住民、企業等のうち、本会に入会の登録をしたものをいう。

(事務所)

第6条 本会の事務所は、代表者の自宅に置く。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 10名以上15名以内
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名

2 役員は、総会において、会員の中から互選により選任する。

3 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

4 必要に応じて、本会に顧問を置くことができる。

(役員等の任務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その任務を代行する。

3 理事は、会務の執行及び事業の総括に当たる。

4 事務局長は、次に掲げる業務を行う。

(1) 文書の收受、発送、記録等会務の処理。

(2) 第10条第1項で設置する運営委員会の統括。

5 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計を監査すること。

(2) 会計について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

7 顧問は、運営に関する重要な事項について、会長の求めに応じ意見を述べる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第10条 本会に運営委員会を置く。

2 運営委員は、役員又は会員の中から会長が選任する。

3 運営委員会は、本会の事業実施計画の作成、事業運営及び広報活動を行う。

4 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の種類)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(会議の開催)

第12条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げるときに、会長が招集する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

3 会長は、総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示し、会員に通知しなければならない。

4 役員会は、必要に応じ、会長が招集する。

(会議の構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(議長)

第14条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の権能)

第15条 総会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 地域計画の策定、改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 事業報告及び決算に関する事項
- (4) 役員の選任に関する事項
- (5) 会則の改正に関する事項
- (6) その他本会の運営に関する重要事項

(総会の定足数)

第16条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に参入することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

(総会の議決)

第17条 総会における議事は、本会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の会議概要)

第18条 総会の会議については、次の事項を記載した概要書を作成するものとする。

- (1) 日時及び開催場所
- (2) 参加者数（代理及び委任状提出者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の審議の経過の概要及びその結果

(役員会の権能)

第19条 役員会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の定足数等)

第20条 役員会には、第16条及び第17条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(会計)

第21条 本会の運営に関する経費は、会費、補助金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第23条 本会が、総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第24条 本会の解散のときに有する残余財産処分方法は、総会において会員の4分の3以上の議決を得て決定する。

(会計監査)

第25条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

(細則)

第26条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成28年5月26日から施行する。

(役員の任期)

2 平成28年5月26日開催の総会において決議された役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、平成28年5月26日から平成30年4月30日までとする。

(会計年度)

3 平成28年度の会計年度は、第22条の規定にかかわらず、平成28年5月26日から平成29年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和8年4月15日から施行する。